

平成 27 年 12 月 17 日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 修正申告に伴う延滞税課税処分取消請求控訴事件(原
審・札幌地方裁判所平成●●年(〇〇)第●●号)

口頭弁論終結日 平成 27 年 10 月 27 日

判 決

控訴人	X
被控訴人	国
処分行政庁	札幌西税務署長

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 本件各訴えをいずれも却下する。
- 3 訴訟費用は、第 1、2 審とも、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 札幌西税務署長が、平成 25 年 3 月 27 日付けで控訴人に対してした控訴人の平成 21 年分、同 22 年分及び同 23 年分の所得税に係る延滞税の各督促処分をいずれも取り消す。
- (3) 訴訟費用は、第 1、2 審とも、被控訴人の負担とする。

2 控訴の趣旨に対する答弁

- (1) 本案前の答弁

主文同旨

(2) 本案の答弁

ア 本件控訴を棄却する。

イ 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、控訴人が、平成21年分ないし同23年分（以下「本件各年分」という。）の老齢基礎年金及び老齢厚生年金（以下「本件各年金」という。）を一括で受給し、本件各年金を本件各年分の雑所得とする所得税の修正申告を行って、当該修正申告により納付すべきこととなった所得税を納付したところ、札幌西税務署長（以下「処分行政庁」という。）において、前記所得税に係る延滞税（以下「本件各延滞税」という。）の納付も要するとして、平成25年3月27日付け督促状を発付して本件各延滞税の納付を督促したため（以下「本件各督促処分」という。）、本件各延滞税の納付義務を争い、本件各督促処分の取消しを求めた事案である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、これを不服として控訴人が本件控訴をした。

2 前提事実、関連法令の定め、争点及び争点に対する当事者の主張は、後記3に当審における当事者の主張を加え、次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1項ないし4項に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決2頁22行目から23行目にかけての「218万8664円」を「218万6664円」に改める。

(2) 同3頁22行目末尾に行を改めて、次のとおり加える。

「ウ 139条1項

確定申告書の提出があつた場合において、当該申告書に第120条第1項第8号（予納税額の控除不足額）又は第123条第2項第8号（予納税額）に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出し

た者に対し、当該金額に相当するこれらの規定に規定する予納税額(中略)を還付する。」

(3) 同5頁19行目の「及び」を「又は」に改める。

(4) 同6頁6行目末尾に行を改めて、次のとおり加える。

「ク 56条1項

国税局長、税務署長又は税関長は、還付金又は国税に係る過誤納金(中略)があるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

ケ 57条

1項 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金等がある場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつてゐる国税(中略)があるときは、前条第1項の規定による還付に代えて、還付金等をその国税に充当しなければならない。この場合において、その国税のうちに延滞税又は利子税があるときは、その還付金等は、まず延滞税又は利子税の計算の基礎となる国税に充当しなければならない。

2項 前項の規定による充当があつた場合には、政令で定める充当をするのに適することとなつた時に、その充当をした還付金等に相当する額の国税の納付があつたものとみなす。

3項 国税局長、税務署長又は税関長は、第1項の規定による充当をしたときは、その旨をその充当に係る国税を納付すべき者に通知しなければならない。」

(5) 同6頁9行目の「法63条」を「法第63条」に改める。

(6) 同7頁15行目の「第18条1項」を「第18条第1項」に改める。

(7) 同9頁23行目の「ため」から24行目末尾までを次のとおり改める。

「。控訴人が一括受給した本件各年金が、国年法18条3項及び厚年法36条3項が定める支払期月の属する年分の収入金額に算入されることが確定

したのは、給付裁定の請求をした時である。」

(8) 同11頁10行目末尾に「。」を加える。

(9) 同12頁6行目の「所得」を「雑所得」に改める。

(10) 同12頁10行目末尾に改行して、次のとおり加える。

「(被控訴人の主張)

争う。」

3 当審における当事者の主張

(被控訴人)

札幌西税務署長は、平成27年4月10日付けで、通則法57条1項に基づき、控訴人の平成26年分所得税及び復興特別所得税の確定申告により発生した国税還付金14万2300円(以下「本件還付金」という。なお、本件還付金は、控訴人が上記確定申告をした平成27年3月16日に発生した。)を本件各督促処分の対象であった本件各延滞税合計1万2300円に充当した(以下「本件充当処分」という。)。このように本件各督促処分の前提である本件各延滞税の納付義務は消滅し、控訴人は本件各延滞税の滞納処分を受ける地位にはないから、本件各督促処分の取消しを求める法律上の利益は消滅した。したがって、本件各訴えは、訴えの利益がなく却下されるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 甲5によれば、①控訴人は、平成27年3月16日、札幌西税務署長に対して、平成26年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出し、所得税法139条1項及び通則法56条1項に基づき本件還付金14万2300円の還付を受けることになったこと、②札幌西税務署長は、同年4月10日、本件充当処分をしたこと、③本件充当処分により本件各延滞税は消滅したことが認められる。そうすると、本件各督促処分の前提である本件各延滞税の納付義務は消滅し、控訴人は本件各延滞税の滞納処分を受ける地位にはないから、本件各督促処分の取消しを求める法律上の利益は消滅した。

2 したがって、本件各訴えは、訴えの利益がなく却下すべきである。

第4 結論

以上のとおり、本件各訴えはいずれも却下すべきであるところ、これと異なり本案の判断をした原判決は失当であるから、原判決を取り消し、本件各訴えをいずれも却下することとして、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官	岡本 岳
裁判官	高木 勝己
裁判官	石川 真紀子